



# 埼玉県報

第 469 号  
令和 5 年(2023 年)  
11 月 28 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 救急病院等の申出の撤回(医療整備課)
- 救急病院等の申出(医療整備課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく基本測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 所沢都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 一般国道254号の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 一般国道254号の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 一般国道254号の占用を制限する区域の指定（本庄県土整備事務所）
- 県道三郷幸手自転車道線の供用の開始（越谷県土整備事務所）

# 告示

## 埼玉県告示第千三百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
矢島クリニック	矢島 愛治	久喜市栗橋町東二―七―一八	令和五年十月一日
やまざき漢方内科診療所	山崎 麻由子	久喜市島川五五―一	令和五年十一月一日
医療法人社団VE RITE ころと眠りのクリニックみさと	医療法人社団V E R I T E	三郷市三郷二―一―五グリ ンパーク三郷五〇一 号室	令和五年十一月一日
キノメディッククリニック 蕨	木暮 一成	蕨市北町二―六―一二 一F	令和五年十一月一日
大谷クリニック	医療法人東征会	比企郡嵐山町菅谷四 六七―一	令和五年十月一日
ALIGNMENT CLINIC	医療法人孝敬会	新座市栄四―六―一 四 一階	令和五年十一月一日

あさがおクリニッ ク	医療法人社団碧水 会 みんなのあげ おクリニック	上尾駅前くじら歯 科	谷塚藤波歯科医院	ちゅら歯科	飯能南口歯科	なめがわモール歯 科クリニック	下山口デンタル クリニック	つむぎ歯科クリ ニック	さかした歯科医院	セキ薬局 姫宮店
一般社団法人誠 創会	医療法人社団碧 水会	医療法人社団大 志	藤波 弘州	橋本 牧子	川口 太郎	医療法人社団K a l e i D e n t	伏見 一章	桐生 賢太	坂下 英	株式会社セキ薬 品
吉川市高富二一九 九	上尾市本町一八二 六	上尾市宮本町二一 アリコベ ール上尾サロン館 一〇二	草加市谷塚一―二 三 Q U i A 谷塚	戸田市笹目南町三 七―二〇グ リーンハイム中村 一F	飯能市南町九―一 〇マイム第 三ビル三階	比企郡滑川町羽尾 二七八〇 ベイシアなめがわ モール店一階 十二日	所沢市山一―二九 一テル ミハイム一〇一	坂戸市緑町二二― 一四	朝霞市朝志ヶ丘一 ―六―三五	南埼玉郡宮代町川 端三―一三 ―二五
令和五年十一 月一日	令和五年十月 十日	令和五年十月 一日	令和五年十月 一日	令和五年十一 月一日	令和五年十一 月一日	令和五年十月 十五日	令和五年八月 一日	令和五年十一 月一日	令和五年十一 月一日	令和五年十一 月一日

濱野 佑麻	氏名	住所	
	名称	施術所	
ゆうおう接骨院	所在地	指定年月日	
川越市南台三―一三―一 ―一〇六		令和五年十一月一日	

二 指定施術機関

ホッとライフ薬局	株式会社カモメ薬局	久喜市古久喜二六―一	令和五年十月一日
パルト薬局	株式会社カモメ薬局	八潮市大瀬六―五―一 TX アベニュー八潮	令和五年十月一日
ワイエス薬局	株式会社カモメ薬局	八潮市大瀬六―九―八エスタ シオンTY一階	令和五年十月一日
ドラッグセイムス 鷹野薬局	株式会社富士薬品	三郷市鷹野四―二九六	令和五年十一月一日
東大宮薬局	有限会社フアー マ・ケア	上尾市原市四三六一―六四	令和五年十月一日
イオン薬局武蔵狭 山店	イオンリテール 株式会社	狭山市入間川三―三一―五	令和五年九月二十一日
スギ薬局 みどり が丘店	株式会社スギ薬 局	比企郡小川町みどりが丘二― 八―一	令和五年十一月一日
ひまわり薬局 北 本駅前店	有限会社エム・ アイ・イー	北本市北本一―五八 一階	令和五年十一月一日

小野寺 皓	郎 和久津 健次	泉 天馬	木村 文彦	齋藤 朋之	山崎 理央	吉川 周作
川越中央整骨院	和久津 健次郎	こかげ治療院は りきゆうマッサ ージ	院 きむら指圧治療	ひかり訪問鍼灸 マッサージ	株式会社Red Badge し らこばと訪問マ ッサージ院	げんき堂整骨院 上板橋
二 川越市六軒町一―一四―	朝霞市岡一―一五 宮 崎ハイツ二〇三	―七 八幡ビル―F	狭山市南入曾五一七―一 栗原ビル一〇三	さいたま市大宮区大成町 三―三三九―二 光ビル 三階	越谷市千間台西一―八― 七―三〇三	二―一七 東京都板橋区上板橋二―
一日 令和三年十月	十日 令和五年十月	月一日 令和五年十一	月一日 令和五年十一	一日 令和五年十月	五日 令和五年十月	一日 令和五年十月

# 告示

## 埼玉県告示第千三百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
桂医院	所沢市山口一五二九―二三	令和五年九月三十日
草加新田耳鼻咽喉科	草加市旭町六一―三―二四	令和五年十月一日
浅川医院	久喜市栗橋東二―七―一八	令和五年九月三十日
社会医療法人至仁会 日高日生クリニク	日高市高萩一六一九	令和五年十月一日
大谷クリニク	比企郡嵐山町菅谷四六七	令和五年九月三十日
医療法人社団碧水会 みんなのあげおクリニク	上尾市愛宕一―一六―一五STAGE 上尾南五階	令和五年十月十日
石本歯科	狭山市水野四五三―一ヒルグランデー 〇一	令和五年十月十日

上尾駅前くじら歯科	なめがわモール歯科 リニツク	つむぎ歯科クリニツク	東大宮薬局	タオ薬局	イオン薬局狭山店	ホッとライフ薬局	パルト薬局	ワイエス薬局
上尾市宮本町二―一アリコベールサロン館一〇二	比企郡滑川町羽尾二七八〇	坂戸市緑町一―一六 二階	上尾市原市四三六一―六四	所沢市東住吉九―五あらいビル二F西二―A	狭山市上奥富一―二六一―一	久喜市古久喜二六一―一	八潮市大瀬六―五―一 TXアベニユ―八潮	八潮市大瀬六―九―八エスタシオンT Y一階
令和五年九月三十日	令和五年十月十一日	令和五年七月三十一日	令和五年九月三十日	令和五年九月二十八日	令和五年九月二十日	令和五年九月三十日	令和五年九月三十日	令和五年九月三十日



# 告示

## 埼玉県告示第千三百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
いわさき矯正歯科 クリニック	草加市氷川町二二二二―一― 六F	令和五年九月三十日

# 告示

## 埼玉県告示第千三百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
深谷産婦人科医院	深谷市上野台三〇二七―二	令和五年九月十九日
江黒歯科クリニック	行田市長野一―一六一―一五	令和五年十月十六日

# 告示

## 埼玉県告示第千三百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

医療法人 柏成会 青木病院					名称
本庄市下野堂 一―一三―二 七					所在地
医療法人 柏成 会					開設者名
介護予防居宅 療養管理指導	介護予防訪問 リハビリテー ション	介護予防訪問 看護	居宅療養管理 指導	訪問リハビリ テーション	サービスの種類
令和五年四月一 日					指定年月日

# 告示

## 埼玉県告示第千三百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
ひだかK&F訪問看護ステーション	事業所所在地	坂戸市青木六五七―一二	坂戸市関間四一―〇七―一フラスティアル若葉駅	訪問看護 介護予防訪問看護
おこせ薬局	事業所所在地	坂戸市青木六五七―一二	坂戸市関間四一―〇七―一フラスティアル若葉駅	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

# 告示

## 埼玉県告示第千三百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ひだかK&F訪問 看護ステーション	日高市高萩六一 五―八	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成三十年二月二 十八日
介護ハート	飯能市岩沢二四 ―三	訪問介護	令和四年十二月三 十一日

# 告示

## 埼玉県告示第千三百八十九号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
名称	所在地	
所沢明生病院 狭山中央病院	埼玉県所沢市大字山口五千九十五番地 埼玉県狭山市富士見二丁目十九番三十五号	令和五年十一月二十四日 同右

# 告示

## 埼玉県告示第千三百九十号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和五年十一月二十五日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
社会医療法人社団埼玉巨樹の会所沢美原総合病院	埼玉県所沢市美原町二丁目二千九百三十四番三	令和八年九月八日

## 告示

### 埼玉県告示第千三百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス加須浜町店

埼玉県加須市浜町十六番四 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 造成工事や建物の建築時において、騒音規制法及び振動規制法で定める特定建設作業を行う場合は、特定建設作業実施届出書を提出してください。また、騒音及び振動に関して周辺住民への配慮を行ってください。

(2) 騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例で定める特定施設を設置する場合は、特定施設設置届出書を市へ提出してください。

(3) 資材置場等のストックヤードから搬入する土砂の量が月間五百立方メートル以上の場合、土砂の排出届出書を県へ提出してください。

(4) 原動機付自転車を除く駐車台数二十台以上収容又は原動機付自転車を含む面積五百平方メートル以上の駐車場を設置する場合には、埼玉県生活環境保全条例に基づき看板を設置してアイドリングストップを周知させてください。

(5) 交通安全に留意して、前面道路との出入口付近に、安全確認の支障となる構造物や植栽などを設置しないでください。

(6) 建築基準法、その他関係法令及び県条例等を遵守してください。

(7) 交通安全対策について、近隣小・中学校の児童生徒の通学路に指定されているため、工事車両等が通行する際は、児童生徒の安全確保を最優先するよう配慮してください。また、必要に応じて案内看板の設置や交通整理員の配置等の対応をお願いします。

(8) 地域の自治会が開催する祭りや各種行事等への参加・協力についてお願いします。

(9) 退店、撤退等の際には地域町内会へ早期の情報提供をお願いします。

#### 二 縦覧期間



令和五年十一月二十八日から令和五年十二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根部地域振興センター

# 告示

## 埼玉県告示第千三百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ坂戸

埼玉県坂戸市日の出町二百五十一番一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 古瀬良多

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号 外 計七者

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 本間正治

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号 外 計六者

### ハ 変更年月日

令和五年三月一日外

### ニ 届出年月日

令和五年十一月十六日

### 二 縦覧期間

令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで

### ロ 意見書提出先



# 告示

## 埼玉県告示第千三百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ羽生店

埼玉県羽生市大字上岩瀬六百五十六―一 外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

### ハ 変更年月日

令和四年八月一日

### ニ 届出年月日

令和五年十一月十六日

### 二 縦覧期間

令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで

#### ロ 意見書提出先



# 告示

## 埼玉県告示第千三百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷レイクタウン二〇一街区複合店舗

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目一番地二十九の一部

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 代表取締役 西喜多浩

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

（変更後） 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 西

喜多浩

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

#### ハ 変更年月日

令和五年十月一日

#### ニ 届出年月日

令和五年十一月十六日

### 二 縦覧期間

令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第千三百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ小売店

埼玉県春日部市小渕字山下千二十二―一 外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井隆博

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

（変更後） 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井大樹

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

### ハ 変更年月日

令和五年四月一日

### ニ 届出年月日

令和五年十一月十六日

### 二 縦覧期間

令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和五年十一月二十八日から令和六年三月二十八日まで

#### ロ 意見書提出先





# 告 示

## 埼玉県告示第千三百九十六号

測量計画機関である坂戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

坂戸市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

### 三 作業地域

坂戸市全域

### 四 作業期間

令和五年十二月十五日から令和六年三月三十一日まで

# 告示

## 埼玉県告示第千三百九十七号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 作業種類

基本測量（オルソ作成）

### 二 作業地域

熊谷市、行田市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、寄居町

### 三 作業期間

令和五年十二月二十二日から令和六年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百九十八号

測量計画機関である埼玉県河川砂防課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県河川砂防課

### 二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

### 三 作業地域

本庄市、美里町、神川町、上里町

### 四 作業期間

令和五年十月二十六日から令和六年二月二十九日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百九十九号

測量計画機関である埼玉県河川砂防課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県河川砂防課

### 二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

### 三 作業地域

東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

### 四 作業期間

令和五年十一月十三日から令和六年三月二十九日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百号

所沢市から所沢都市計画緑地の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
里字深田一番一地先まで	児玉郡美里町大字中里字西宮平六 四一番一地先から同郡同町大字中	区 間
一四・二五 ） 一三・六〇	一四・〇〇 ） 一二・九〇	敷地の幅員 (メートル)
四五・二〇		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事による。		備 考



## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡美里町大字中里字西宮平六四一 番一地从ら同郡同町大字中里字深田 一番一地从まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年十一月二十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和五年十一月二十八日付 け埼玉県本庄県土整備事務 所長告示第二十二号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長四五・二〇メ ートル</p>

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年十一月二十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号 児玉郡美里町大字中里字西宮平六四一番一地先から

同郡同町大字中里字深田一番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年十一月二十九日

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島

茂

<p>路 線 名</p>	<p>三郷幸手自転車道線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>三郷市田中新田字中ノ割一四六番二八地先から同市田中新田字上ノ割一四一番五地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年十一月二十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和五年十一月十七日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二五八・七九メートル</p>